



環 評 審 第 3 号
令 和 7 年 6 月 6 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 棚原 朗



恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書(令和6年度)
の審査について(答申)

令和7年4月11日付け沖縄県諮問環第1号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書に対する答申

1 移植個体の生育状況及び生育環境の状況について

イソノギクについて、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に対する知事意見において、「イソノギクは『改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物』（平成18年3月、沖縄県）において、絶滅危惧IA類に区分されており、沖縄本島では中部にのみ分布している貴重な種であることから、事業の実施による消失を回避するよう、事業計画を再度検討すること。」との意見が述べられているところであるが、本事後調査の結果、移植した18個体の全個体が枯死したとしている。

枯死の要因について事業者は、「海岸利用者による踏みつけが発生した恐れがある。」としているが、当該要因については、定着までの期間は周辺を養生して囲む等の対策を講じることで十分回避可能であったと考えられ、環境への配慮が徹底されていたとは言い難い。

については、今後、事業の実施により消失するイソノギクが確認された場合に移植等を実施する際には、専門家等の助言を得ながら、より成功率の高い移植方法・適地を選定させ、自らの事業に係る環境影響を可能な限り回避又は低減させること。

2 陸域動物について

(1) 進入防止柵等の設置について

陸域動物の環境保全措置である「進入防止柵や防風・遮光・防じんネット設置」について、昨年度提出された事後調査報告書（3年目）に対し、異常が確認された場合には速やかに修繕等するよう知事意見が述べられたところである。

本事後調査報告書において、事業者は当該進入防止柵等について「概ね適切に設置されていた。」との評価をしているが、進入防止柵については依然として異常が確認されているにもかかわらず、必要な措置が取られていない場合が多く、設置した進入防止柵周辺の事業実施区域内において移動対象種であるオカヤドカリ類が複数回確認されている。

については、進入防止柵等に異常が確認された場合の速やかな修繕等について確実に実施させること。

(2) バードストライクについて

評価書において事業者は、「外装を検討する際に、バードストライクが発生しにくい構造や材質を採用することにより、サシバ、コサギが指標する生態系に対する影響は低減される」との評価をしている。

しかしながら、施設の配置、形状等は評価書時点から大きく変更されており、特にホテル棟は全室オーシャンビューとなったことから、海側にバードストライクの

発生リスクが増加するおそれのあるガラス面が増加している。

については、バードストライクの発生による鳥類への影響についての予測及び評価を再度実施させ、必要に応じて環境保全措置を講じさせること。

3 景観について

事後調査報告書（3年目）に対する、「事業の1工区の施設計画について、評価書時点で計画の無かった高さ40mのコンドミニアム2棟を建設する計画となったことから、計画変更に伴う景観への影響について再予測及び評価を実施しているが、評価書において選定した眺望点を網羅したものとはなっていない。については、評価書において選定した眺望点について改めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。」との環境保全措置要求に対し、事業者は、景観への影響について再予測及び評価を実施している。

再予測及び評価の結果、「眺望景観への影響は、事業者の実行可能な範囲内において、低減されていると評価される。」としているが、恩納ポイント（ダイビング）から視認される人工物の占める割合は評価書時点から大きくなっている。

については、海岸線等周辺敷地境界から構造物（建物）の壁面後退を可能な限り実施し、構造物の周辺に高中低木等による重層的緑化を施すなど、周辺景観との調和及び連続性を確保する等の環境保全措置を講じさせること。

さらに、構造物（建物）の色彩は、風景に馴染む淡色・茶色を主調にするとともに、背景が樹林地になる低層階では明度を下げ、背景が空となる上層階は淡色系で高明度、低彩度とする（ただし、琉球石灰岩、木材等の自然素材による場合はこの限りではない）等の環境保全措置を講じさせること。